

**身体障害者を対象とした
愛媛県臨時職員採用試験案内
〔本庁及び中予地方局管内〕**

平成23年12月12日
愛媛県総務部管理局人事課

身体障害者を対象とした愛媛県臨時職員採用のための試験を次のとおり行います。
この試験は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。
受験手続その他については、愛媛県総務部管理局人事課までお問い合わせください。

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
臨時職員 地方公務員法 第22条第2 項の臨時職員	2人程度	本庁又は中予地方 局管内	知事部局、公営企業管理局等の 本庁又は地方機関に勤務し、事務 補助業務等に従事します。

2 受験資格

自力により通勤ができ、かつ、介助者なしに職務の遂行ができる者で、次のすべての要件を満たす者。

- (1)平成6年4月1日までに生まれた者
- (2)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3)愛媛県臨時職員（22条）として雇用されたことのない者
- (4)身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている者

試験当日には、身体障害者手帳（原本）を持参してください。

- (5)活字印刷文による出題に対応できる者
- (6)口頭による面接試験に対応できる者

3 試験の方法等

試験種目	配点	試験の内容
筆記試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能についての教養試験（択一式、30分）と、照合・計算などの比較的簡単な問題を時間内にできるだけ数多く解答する適性試験（択一式、15分）を行います。
面接試験	100点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

注1：各試験種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

2：筆記試験は、拡大文字による受験もできます。希望する場合は、別紙様式「受験にあたっての要望事項」の該当欄に必ず明記してください。

4 試験の日時、場所

- (1)試験日 平成24年1月22日（日）
- (2)試験実施場所 愛媛県庁（松山市一番町四丁目4番地2）
- (3)その他 集合時刻などの詳細は、申込み者に対して平成24年1月17日（火）までに通知します。1月17日（火）までに通知が届かない場合は、下記の提出先までお問い合わせください。

5 受験申込み

- (1)申込み期間 平成23年12月12日(月)～平成24年1月6日(金)(当日消印有効)
- (2)申込み方法 別添の「愛媛県臨時職員採用試験申込書」、「自己紹介カード」及び「受験にあたっての要望事項」に必要事項を記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。
- なお、庁舎の状況によっては、試験に合格しても勤務場所が限定される場合がありますので、申込みの前に勤務先の庁舎の状況について、それぞれの提出先にお問い合わせください。

提出先	提出先の住所及び電話番号
愛媛県総務部管理局 人事課	〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2176
愛媛県中予地方局 総務企画部総務県民課	〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話 089-909-8750

- (3)その他 他の地方局の臨時職員採用試験との併願はできません。

6 採用

試験合格者は、欠員の状況に応じ、原則、平成24年4月1日以降に採用されます。

7 採用後の勤務条件

- (1)雇用期間 6か月。勤務成績が良好であれば、更新があります。
- (2)勤務時間・休日 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務で、土曜・日曜・祝日のほか、年末年始は休みです。
ただし、一部勤務体制が異なる職場があります。
- (3)給与等 臨時職員の給与規程に基づき、6,480円の基本給(日額)が支給されるほか、該当者に対しては、期末手当、通勤手当等が支給されます。
社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)が適用されます。

注：これらの勤務条件は改定されることがあります。

8 試験結果の開示

- (1)この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求期間	開示場所
受験者本人	試験種目別得点、合計得点及び順位 (ただし、基準に達しない試験がある場合は、順位に代えて当該試験種目名)	合格発表の日から1月間	総務部管理局 人事課

- (2)開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(身分証明書又は運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に総務部管理局人事課へ直接お越しください。
- (3)電話、はがき等による開示の請求はできません。